

国立大学法人九州大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>九州大学は、平成23年に総合大学として創立100周年を迎えることを踏まえ、アジア諸国との歴史的つながりや地理的近接性を活かした世界的研究・教育拠点として、次の100年に向けて知の新世紀を拓くべく、教育、研究、診療等の諸活動を展開する。</p> <p>九州大学は、世界中の人々から支持される質の高い高等教育を一層推進するために、平成12年11月に「九州大学教育憲章」を制定した。また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献する研究活動を促進していくために、平成14年1月に「九州大学学術憲章」を定めた。</p> <p>九州大学は、両憲章に掲げる使命と理念を達成するために、学府・研究院制度を活用して教育組織と研究組織の有機的な連携を図り、教育においては、確かな学問体系に立脚し、学際的な新たな学問領域を重視しながら、豊かな教養と人間性を備え、世界的視野を持って生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導的人材を育成する。</p> <p>研究においては、卓越した研究者が集い成長していく学術環境を充実させ、世界的水準での魅力ある研究や新しい学問分野・融合研究の発展及び創成を促進する。また、環境・エネルギー・健康問題等人類が抱える諸課題を総合的に解決するための研究を強力に推進し、国際社会・国・地域の持続可能な発展に貢献する。</p> <p>さらに、伊都新キャンパスへの移転をはじめとするキャンパス整備を通じて、市民に開かれた都市型キャンパスを形成し、地域社会、産業界、国際社会等との連携のもとに、大学の教育研究活動によって産み出される知的成果を広く社会に還元していく。</p>	

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究組織

九州大学の中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、学府及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

<基本的指針>

歴史的つながりや地理的近接性を活かし、アジア諸国を重視した世界的研究・教育拠点としての教育活動を展開する。

○確かな学問体系に立脚し、新たな学際的な学問領域を重視した教育を行う。

○世界的視野を持って生涯にわたり高い水準で能動的に学び続ける指導的人材を育成する。

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

① 学士課程

(教育内容及び方法)

1. 世界的な視野、自律的な学習能力及び実践力を有する学士を育成するために、教育内容及び方法を整備・改善し、一貫した学士課程教育を実施する。

(教育の成果)

2. 学部等の特性に応じた、教育の成果を上げる。

② 大学院課程

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

(教育内容及び方法)

1. 学部等ごとに学士としての到達目標を明確にし、学生が学位取得に至るプロセスを自覚できる体系的なカリキュラムを整備・充実する。
 2. 高い教養を涵養することを基本とし、その上に専門的能力を育成するために、人間性、社会性、国際性、専門性に配慮した教育内容を整備・充実する。
 3. 自律的な学習能力及び実践力を育成するために、学生参画型授業や情報通信技術の活用等による双方向型の教育方法並びにインターンシップ等の体験型の教育方法を強化・充実する。
 4. 学習の活性化を促進するために、教材の整備・充実及び開発を行う。
- (教育の成果)
5. 学生の理解度と自律的な学習能力という観点から、教育の達成状況を検証・評価する適切なシステムを構築する。
 6. 学部等の教育目標の特性に応じ、履修状況、資格の取得状況及び卒業後の進路等の定量的・定性的指標において高い水準を維持する。
 7. 教育の成果に対する学内外からの評価において高い水準を維持する。

② 大学院課程

(教育内容及び方法)

3. 世界に通じる研究・開発能力を有する人材を育成するために、教育内容及び方法を整備・改善し、体系的な教育を実施する。

(教育の成果)

4. 専攻分野の特性に応じた、教育の成果を上げる。

(教育内容及び方法)

8. 大学院の各課程における到達目標に応じ、学位取得に至るプロセスを明確にした体系的なカリキュラムを整備・充実する。
9. 創造性豊かな優れた研究・開発能力と高度な専門的知識・技能に加えて社会全体を俯瞰する広い視野を涵養するために、精深な理論教育及び実践教育を実施する。
10. 時代の動向と社会の要請に対応するために、新たな学問領域を踏まえた学際的教育を実施する。

(教育の成果)

11. 学生の修得した知識・技能とその展開力という観点から、教育の達成状況を検証・評価する適切なシステムを構築する。
12. 教育目標の特性に応じ、学位取得状況及び修了後の進路等の定量的・定性的指標において高い水準を維持する。
13. 教育の成果に対する国内外からの評価において高い水準を維持する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

(教育組織・実施体制)

5. 世界的研究・教育拠点にふさわしい教育を実施するために、教育組織及び実施体制を整備・強化するとともに、社会的要請等を考慮して適切な入学定員を設定する。

(教育活動の改善)

6. 世界的研究・教育拠点にふさわしい教育を実施するために、教育活動を点検・評価し、改善する仕組みを構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(教育組織・実施体制)

14. 学府・研究院制度を活用し、育成する人材像に応じた教育組織を再編・強化するとともに、必要に応じて入学定員を見直す。
特に、歯学部歯学科の入学定員の適正化に積極的に取り組む。

15. 高い教養教育から専門教育に繋がる充実した一貫性のある学士課程教育を実施するために、全学的な体制を整備・充実する。

(教育活動の改善)

16. 教育の状況及び教育の成果に関する定量的・定性的な分析を継続的に行い、教育内容・方法等を改善する。
17. 教育活動の評価制度や教育改善事例等の調査・研究を通じて、教職員等の職能開発プログラムを強化・充実する。

(3) 学生への支援に関する目標

7. 世界的研究・教育拠点にふさわしい教育を実施するために、多面的な角度から学生を支援する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

18. 学生の自主的学習や課外活動が円滑に行われるために、環境作りや支援体制を整備・充実する。

19. 生涯を通じた持続的な自己開発力を自ら発揮できるように、修学年次に応じたキャリア形成支援を実施する。

20. 学生の心身の健康維持のために、学生生活に関する相談・支援体制を充実・強化する。

2 研究に関する目標

<基本的指針>

歴史的つながりや地理的近接性を活かし、アジア諸国を

2 研究に関する目標を達成するための措置

重視した世界的研究・教育拠点としての学術研究活動を展開し、その成果を社会に還元する。

○卓越した研究者が集い成長していく魅力ある学術環境を整備し、新しい学問分野や融合研究の発展及び創成を促進する。

○世界的水準の魅力ある研究や、国際社会・国・地域の持続可能な発展に貢献する研究を推進する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

①研究水準・成果

8. 世界的研究・教育拠点にふさわしい世界最高水準の卓越した学術研究を行う。

②成果の社会還元

9. 世界的研究・教育拠点として、国際社会・国・地域における本学の役割を認識し、人類社会の発展に貢献するための連携活動を展開し、研究の促進とその成果の社会への還元を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標

①研究組織及び実施体制

10. 世界的研究・教育拠点にふさわしい学術研究活動を促進するための研究体制を再編・強化する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①研究水準・成果

(基礎研究)

21. 世界最高水準の基礎研究を推進し、卓越した成果を上げる。

(課題研究)

22. 国家的・社会的政策課題対応型研究開発を推進し、総合大学としての特徴を活かした独創的・先端的な研究成果を上げる。

(新領域への展開)

23. 人文・社会科学から自然科学、芸術工学までの幅広い分野において世界を先導する学際的・学融合的な研究を推進し、成果を上げる。

②成果の社会還元

24. 社会や人類が抱える諸課題に対し、産業界・行政・民間と連携した研究プロジェクトを国内外や地域横断的に企画推進するとともに、研究成果を発信し社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①研究組織及び実施体制

(組織)

25. 研究組織として教員が所属する「研究院(以下のとおり)」において、学問分野をリードするとともに、学府・研究院制度等を活用し時代の要請に柔軟かつ迅速に対応できる研究体制を構築する。

人文科学研究院

比較社会文化研究院

人間環境学研究院

法学研究院

経済学研究院

言語文化研究院

理学研究院

数理学研究院

医学研究院

歯学研究院

②研究支援体制

11. 世界的研究・教育拠点にふさわしい学術研究活動を行うために必要な支援体制を整備する。

薬学研究院
工学研究院
芸術工学研究院
システム情報科学研究院
総合理工学研究院
農学研究院
高等研究院

(人事)

26. 学術研究活動の高度化を促進するために、戦略的見地に立った公正で透明性の高い人事を遂行し、優秀な研究者を確保する。また、女性研究者比率を10%以上に増加させる。

(共同利用)

27. 研究施設・設備・機器等の学内外の共同利用化を推進し、最先端の研究を実施する体制と機能を強化する。

②研究支援体制

(支援体制)

28. 高水準の研究遂行に資するために、組織的支援を強化する。

(養成)

29. 優れた若手研究者・女性研究者を養成するために、組織的支援体制を強化する。

(評価と支援)

30. 優れた研究者の養成及び活躍を促進するために、公正な評価に基づき、能力や業績に報いる制度を整備する。

3 診療、社会・国際連携及び学術情報基盤に関する目標

<基本的指針>

歴史的つながりや地理的近接性を活かし、アジア諸国を重視した世界的研究・教育拠点としての社会との連携活動を展開する。

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

12. 世界的研究・教育拠点として、国際社会・国・地域の発展に貢献するための幅広い連携活動を展開する。

3 診療、社会・国際連携及び学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

31. 大学の様々な資源・機能を活用して、国内外の大学間連携、産学官連携及び自治体等との連携による各種プロジェクト並びに公開講座、各種セミナー等を積極的に実施する。

32. 本学が保有する様々な施設・設備等の社会に向けた開放を一層促進する。

33. 社会連携活動を推進するために、関係機関との持続的な連携・協働体制を構築し、学内の支援体制や広報体制を強化する。

(2) 国際化に関する目標

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(教育の国際化)

13. 世界的研究・教育拠点として、教育の国際化を推進する。

(学術・学生交流)

14. 世界的研究・教育拠点にふさわしい国際交流を展開するとともに、質の高い学生交流を促進する。

(国際協力と産学連携)

15. 世界的研究・教育拠点にふさわしい国際的な産学官連携や研究協力支援を推進する。

(教育の国際化)

34. 国際社会で活躍する人材を育成するために、学生交流を推進し、国際プログラム・プロジェクト等への積極的な参画や現地体験型教育等を実施する。
35. 教育の国際化を推進するために、英語による教育課程や海外の学生に魅力あるプログラムを整備・充実する。
36. 教育の国際化を担う優秀な外国人教員の受入数を増加させ、外国人教員比率を5%以上に引き上げるとともに、日本人教員の資質・能力を向上させ、英語による授業を増強する。

(学術・学生交流)

37. 国際社会で活躍する人材育成を目指し、学部生及び大学院生の外国の大学への派遣数を増加させる。
38. 留学生向けプログラム及び受入体制の拡充を通じて、外国人留学生の受入数を平成20年度の1300名から、倍増の2600名にする。
39. 留学生交流及び外国人教員・研究者の受入れを促進するための国際化推進体制を強化する。
40. 研究拠点としてのさらなる強化という観点から、アジア諸国に近い特徴を活かしつつ、世界レベルで研究面で国際交流を実施する。

(国際協力と産学連携)

41. 大学・研究機関・産業界・民間団体と連携した国際的な産学官連携プロジェクトを推進するとともに、学内外の環境を整備する。
42. 海外への技術開発支援や、海外における人材育成のための国際協力活動を実施する。

(3) 学術情報基盤に関する目標

16. 世界的研究・教育拠点としての教育活動・研究活動の水準に見合った学術情報の収集・蓄積・提供を行うための環境構築を体系的に推進する。

(3) 学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

(附属図書館)

43. 体系的な蔵書構築と図書館利用環境の整備を進め、学習・教育活動と連携しつつ、ネットワークを活用したサービスを行う。
44. 各学問分野の特性に応じた資料の整備を一層推進するとともに、機関リポジトリ等を活用した学術情報発信機能を強化する。
45. 学生・教職員が高度な図書館サービスを利用できるように組織・運営体制を整備するとともに、伊都新キャンパスへの図書館移転計画を円滑に推進する。(情報統括本部)
46. 学術情報の収集・蓄積・ネットワーク化・共有・処理・発信の基盤となる安全で安心な情報環境整備を促進する。

(4) 附属病院に関する目標

(高度先進医療の提供)

17. 地域と国際社会に開かれた我が国の中核的医療機関として社会に貢献するとともに、世界トップ

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(高度先進医療の提供)

47. 地域の中核的医療機関として、地域医療の連携体制を強化する。
48. アジア地域を中心として国際社会に開かれた医療連携を促進する。

<p>レベルの高度先進医療を提供する。</p> <p>(安全安心な医療体制の強化)</p> <p>18. 質の高い安全で安心な医療体制を強化する。</p> <p>(全人的医療人育成のための教育の充実)</p> <p>19. 全人的医療を行う医療人育成のための教育を充実する。</p> <p>(運営体制の強化及び健全な経営基盤の確立)</p> <p>20. 中核的医療機関としての運営体制を強化し、健全な経営基盤を確立する。</p>	<p>49. 高度先進医療を提供するために、トランスレーショナルリサーチ（TR）及び新規・先端的医療を開発・導入する。</p> <p>(安全安心な医療体制の強化)</p> <p>50. 医療の質の向上のために、診療体制及び医療安全管理体制を強化する。</p> <p>51. 患者満足度向上のために、療養環境の改善や広報活動による患者サービスを強化する。</p> <p>(全人的医療人育成のための教育の充実)</p> <p>52. 心身両面に配慮したチーム医療を実践できる臨床指導者及び医療人の育成に取り組む。</p> <p>(運営体制の強化及び健全な経営基盤の確立)</p> <p>53. 中核的医療機関の機能を十分に発揮するために、病院の各組織の連携体制を強化し、効率的で合理的な運営体制を確立する。</p> <p>54. 健全な経営基盤を確立するために、病院事業に必要な収入を確保し、適切な支出管理を行う。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><基本的指針></p> <p>世界的研究・教育拠点として、創立100周年を契機にさらなる展開と飛躍を図るために、リーダーシップ、協調性、弾力性を備えた組織体制・組織運営を推進する。</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(組織)</p> <p>21. 世界的研究・教育拠点としての諸活動を支える組織運営体制を強化する。</p> <p>(人材)</p> <p>22. 世界的研究・教育拠点としての諸活動を促進するために、優れた人材の確保と教職員の資質向上を推進する。</p> <hr/> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>23. 事務組織の再編、業務の一括処理、事務処理の情報化等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(組織)</p> <p>55. 総長のリーダーシップの下、法人本部と部局との連携機能を強化し、大学全体として部局における将来構想実現を促進する。</p> <p>56. 自己点検・評価等による現状分析を踏まえ、社会や学問の変化に柔軟に対応した組織を編成する。</p> <p>(人材)</p> <p>57. 優れた人材確保のために、戦略的人事制度を整備する。</p> <p>58. 組織運営の改善に資する知識・能力を向上させるための研修プログラムを検証し、実施する。</p> <p>59. 教員業績評価制度及び事務系職員業績等評価制度の改善・整備を継続的に行うとともに、評価活動及び評価結果を活用する。</p> <hr/> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>60. 伊都新キャンパスへの移転の進捗状況に合わせて、全学的な事務体制の見直しを行い、効率的・効果的な業務遂行ができる事務体制の再構築を行う。</p> <p>61. 業務を継続的に見直し、共通業務の一括処理、効果的な外部委託、事務の情報化、事務のワンストップサービス化、契約業務の適正化を推進する。</p>

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

<基本的指針>

世界的研究・教育拠点として、創立100周年を契機にさらなる展開と飛躍を図るために、財務内容の充実を図る。

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

24. 自立的な大学運営を行うために、外部資金等の自己収入を確保する。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

25. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の抑制

26. コスト意識を徹底し、管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

27. 資産を効率的・効果的に活用する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

<基本的指針>

○九州大学の活動を国際的な水準から不断に点検・評価し、質の保証と活動水準の向上を図る。

○世界的研究・教育拠点としての認知と信頼を一層高めるために、自らの活動の状況を積極的に公開・発信する。

1 評価の充実に関する目標 (質保証と改善の推進)

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

62. 外部資金等の自己収入の獲得に向けた取組を強化するとともに、これらの取組を促すため、学内資源の戦略的・効果的な配分を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

63. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の抑制

64. 管理的経費の実績を公表することにより、教職員・学生のコスト意識を高め、管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

65. 土地・建物や学内資金等の資産に関する情報を一元的に管理し、資産を効率的・効果的に活用する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (質保証と改善の推進)

<p>28. 世界的研究・教育拠点としての九州大学における諸活動の質保証と改善に資する点検・評価活動を行う。</p>	<p>66. 質保証の観点から大学活動の実態を示すデータを効率的に収集・分析する機能を強化する。 67. 点検・評価を通じて、教育研究活動の改善を効果的に促進し、その実施に寄与する体制を構築する。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 (説明責任) 29. 世界的研究・教育拠点としての九州大学の諸活動に関する正確な情報を国内外に公開・発信する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 (説明責任) 68. 大学の教育研究活動の状況や自己点検・評価に関する情報を、恒常的かつ継続的に国内外に公開・発信する。</p>
<p>V キャンパス整備・その他業務運営に関する重要目標 ＜基本的指針＞ ○世界的研究・教育拠点にふさわしい21世紀型の都市型キャンパスを創造する。 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (研究・教育環境) 30. 世界的研究・教育拠点にふさわしいキャンパス環境を計画的に整備する。 (施設設備の有効活用と効率化) 31. 地球温暖化等の環境に配慮した取組を進めるとともに、施設設備の適切な維持管理と有効活用を推進する。</p>	<p>V キャンパス整備・その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 (研究・教育環境) 69. 伊都新キャンパスへの統合移転の第Ⅱステージ及び第Ⅲステージを、国の財政措置の状況を踏まえ、推進を図る。 なお、研究教育棟Ⅰ施設整備事業及び国際学生住宅等（生活支援施設ウエストⅡ、学生寄宿舍Ⅰ）施設整備事業及び実験施設整備事業についてはPFI事業として確実に推進する。 70. 既存キャンパスにおける教育研究環境の整備を推進する。 なお、病院地区の総合研究棟改修（旧医学部基礎A棟）施設整備事業についてはPFI事業として確実に推進する。 71. 都市と大学をつなぐ場としてのキャンパス環境を充実させる。 (施設設備の有効活用と効率化) 72. エネルギーの効率的な利用と省資源化を強化する。 73. 施設設備を適切に維持管理し、効率的に運用する。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 32. 全学的な環境安全衛生管理体制機能を強化し、学生・教職員の安全と健康を確保する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 74. 全学的な集中管理体制のもとで法令等を遵守し、各事業場において主体的、組織的に適正な安全衛生活動を実施する。</p>
<p>3 法令遵守に関する目標 33. 法令遵守の徹底に向けた取組を実施するとともに、情報セキュリティ対策に取り組む。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 75. 学生・教職員の法令遵守に対する意識の向上を図るために、法令遵守に係る周知や研修等を行う。 76. 情報セキュリティレベルの向上と学生・教職員の情報に係る法令遵守の徹底</p>

	<p>を図るために、認証基盤の充実、情報セキュリティ・ポリシーの見直し、学内構成員への講習会等を行う。</p>
<p>4 広報・百周年記念事業に関する目標 (広報)</p> <p>34. 世界的研究・教育拠点としての九州大学への理解と支援を高めるために、関連情報を広く国内外に発信する。 (百周年記念事業)</p> <p>35. 世界的研究・教育拠点としての飛躍的發展のために、百周年記念事業を積極的に展開する。</p>	<p>4 広報・百周年記念事業に関する目標を達成するための措置 (広報)</p> <p>77. 大学の関連情報を広く国内外に発信するために、学内外の情報収集や発信等を効果的に遂行する体制や手法を強化する。 (百周年記念事業)</p> <p>78. 百周年記念事業として、教育研究環境の整備充実等の事業を企画・実施する。</p>
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p>
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>○ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 108億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1 重要な財産を譲渡する計画</p> <p>①農学部附属北海道演習林の土地の一部（北海道足寄郡足寄町鷲府409番1 面積6,407.08㎡）を譲渡する。</p> <p>②農学部附属福岡演習林の土地の一部（福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒394-1 面積398.05㎡）を譲渡する。</p> <p>③箱崎団地の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎6丁目3575番29ほか 面積221.10㎡）を譲渡する。</p> <p>④筥松地区の土地（福岡県福岡市東区筥松3丁目3575番13 面積2,483.06㎡）を譲渡する。</p> <p>⑤農学部附属北海道演習林の土地の一部（北海道足寄郡足寄町鷲府409番1 面積9,696.50㎡）を譲渡する。</p> <p>⑥馬出地区の土地の一部（福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号面積2,505.94㎡）を譲渡する。</p>

- ⑦生物資源環境科学府附属水産実験所の土地の一部（福岡県福津市津屋崎 4 丁目 2 4 9 2 番 4 0 面積 1 1. 2 0 m²）を譲渡する。
- ⑧農学部附属福岡演習林久原総合研修所の土地及び建物の全部（福岡県糟屋郡久山町大字久原 1 3 4 1 番ほか 面積 4, 3 6 9. 5 5 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ①九州大学病院「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・馬出団地 総合研究棟改修 (医学系)	総額 14,265	施設整備費補助金 (12,785)
・九州大学病院 基幹・環境整備 (支障建物撤去等)		長期借入金 (658)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (822)
・伊都団地 研究教育棟 I 施設 整備事業(PFI)		
・伊都団地 生活支援施設ウエ スト II, 学生寄宿 舎 I 施設整備等事 業(PFI)		
・伊都団地 実験施設等施設整 備事業(PFI)		

- | | | | |
|---------|--|--|--|
| ・馬出団地 | 総合研究棟改修
(旧医学部基礎A
棟) 施設整備等事
業(PFI) | | |
| ・九州大学病院 | 手術支援器械統合
システム | | |
| ・伊都団地 | 九州大学移転用地 | | |

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- 優れた人材を確保するため、戦略的な人事制度を整備する。
- 公正で透明性の高い人事を遂行し、優秀な研究者を確保する。
- 外国人教員・研究者の受入れを促進するための国際化推進体制を強化する。
- 優れた若手研究者・女性研究者を養成するために、組織的支援体制を強化する。
- 組織運営の改善に資する知識・能力を向上させるための研修プログラムを検証し、実施する。
- 教育活動の評価制度や教育改善事例等の調査・研究を通じて、教職員等の職能開発プログラムを強化・充実する。
- 教員業績評価制度及び事務系職員業績等評価制度の評価活動及び評価結果を教職員の資質向上に活用する。
- 国家公務員の改革を踏まえて、人件費改革を計画的に実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 265,284百万円

3 中期目標期間を越える債務負担 (PFI事業)

(元岡) 研究教育棟 I 施設整備事業

- ・事業総額：14,352 百万円
- ・事業期間：平成15～29年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設設備 費補助金	866	884	903	922	942	962	5,480	1,987	7,467
運営費 交付金	333	314	296	276	257	237	1,712	411	2,123

(元岡) 生活支援施設ウエストⅡ, 学生寄宿舍 I 施設整備等事業

- ・事業総額：2,174 百万円
 - ・事業期間：平成17～30年度(14年間)
- (単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設設備 費補助金	113	113	113	113	113	113	680	340	1,019
運営費 交付金	59	57	55	53	51	49	325	134	459

(馬出) 総合研究棟改修 (旧医学部基礎 A 棟) 施設整備等事業

・事業総額：4,008 百万円

・事業期間：平成17～30年度 (14年間)

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設設備 費補助金	234	234	234	234	234	234	1,401	701	2,102
運営費 交付金	112	107	103	98	94	89	603	242	845

(伊都) 実験施設等施設整備事業

・事業総額：2,476 百万円

・事業期間：平成18～32年度 (15年間)

(単位：百万円)

財源 \ 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設設備 費補助金	129	129	129	129	129	129	771	643	1,414
運営費 交付金	61	57	53	49	46	42	308	152	460

(注) ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学財務・ 経営センター)	4,828	4,975	4,653	4,384	4,369	4,253	27,461	34,947	62,408

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

なし

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ①伊都新キャンパス移転事業に係る用地購入費，施設設備整備費，移転費等の一部
- ②先端融合医療研究開発センター整備費の一部
- ③その他教育，研究，診療に係る環境改善及びその附帯業務

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人九州大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。

・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。

・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。

・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。

・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分等），授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし，第2期中期目標期間中は同額。

II〔特別運営費交付金対象事業費〕

⑤「特別経費」：特別経費として，当該事業年度において措置する経費。

III〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として，当該事業年度において措置する経費。

IV〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J(y-1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は，以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \\ \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費(①)を対象。

F(y)：その他教育研究経費(②)を対象。

G(y)：基準学生納付金収入(③)，その他収入(④)を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程に

において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B (y) = H (y)$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C (y) = I (y)$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$D (y) = \{ J (y) + K (y) \} - L (y)$$

$$(1) J (y) = J (y - 1) \pm V (y)$$

$$(2) K (y) = K (y)$$

$$(3) L (y) = L (y - 1) \pm W (y)$$

J (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.8%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」, 「教育研究組織調整額」, 「施設面積調整額」, 「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	580,465
経常費用	580,465
業務費	495,194
教育研究経費	59,074
診療経費	92,635
受託研究費等	61,674
役員人件費	1,925
教員人件費	159,014
職員人件費	120,872

一般管理費	18,768
財務費用	5,655
雑損	0
減価償却費	60,848
臨時損失	0
収入の部	581,826
經常収益	581,826
運営費交付金収益	241,081
授業料収益	48,984
入学金収益	8,869
検定料収益	1,688
附属病院収益	180,303
受託研究等収益	61,674
寄附金収益	16,519
財務収益	480
雑益	2,526
資産見返負債戻入	19,702
臨時利益	0
純利益	1,361
総利益	1,361

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	608,240
業務活動による支出	521,444
投資活動による支出	39,042
財務活動による支出	34,620
次期中期目標期間への繰越金	13,134
資金収入	608,240
業務活動による収入	580,828
運営費交付金による収入	250,146
授業料及び入学料検定料による収入	67,999
附属病院収入	180,303
受託研究等収入	61,674
寄附金収入	17,656
その他の収入	3,050
投資活動による収入	13,620
施設費による収入	13,607
その他の収入	13
財務活動による収入	658
前期中期目標期間よりの繰越金	13,134

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

別表1 (学部, 学府)

学 部	文学部
	教育学部
	法学部
	経済学部
	理学部
	医学部
	歯学部
	薬学部
	工学部
	芸術工学部
農学部	
学 府	人文科学府
	比較社会文化学府
	人間環境学府
	法学府
	法務学府
	経済学府
	理学府
	数理学府
	システム生命科学府
	医学系学府
	歯学府
	薬学府
	工学府
	芸術工学府
	システム情報科学府
総合理工学府	
生物資源環境科学府	
統合新領域学府	

別表 (収容定員)

平 成 22 年 度	文学部	640人		
	教育学部	200人		
	法学部	800人		
	経済学部	1,000人		
	理学部	1,118人		
	医学部	1,211人	(うち医師養成に係る分野 615人)	
	歯学部	350人	(うち歯科医師養成に係る分野 350人)	
	薬学部	350人		
	工学部	3,216人		
	芸術工学部	808人		
	農学部	916人		
		人文科学府	196人	{ うち修士課程 112人 博士後期課程 84人 }
		比較社会文化学府	220人	{ うち修士課程 100人 博士後期課程 120人 }
	人間環境学府	370人	{ うち修士課程 190人 博士後期課程 120人 専門職学位課程 60人 }	
	法学府	189人	{ うち修士課程 122人 博士後期課程 67人 }	
	法務学府	280人	{ うち専門職学位課程 280人 }	
	経済学府	256人	{ うち修士課程 94人 博士後期課程 72人 専門職学位課程 90人 }	
	理学府	429人	{ うち修士課程 288人 博士後期課程 141人 }	
	数理学府	174人	{ うち修士課程 108人 博士後期課程 66人 }	
	システム生命科学府	238人	{ うち博士課程(5年-貫制) 238人 }	
	医学系学府	568人	{ うち修士課程 80人 }	

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

生体防御医学研究所
 応用力学研究所
 先導物質化学研究所
 情報基盤研究開発センター

	歯学府	172人	}	博士後期課程	20人	}
	薬学府	188人		うち博士課程	172人	
	工学府	924人	}	うち修士課程	110人	}
	芸術工学府	330人		博士後期課程	78人	
	システム情報科学府	421人	}	うち修士課程	558人	}
	総合理工学府	524人		博士後期課程	366人	
	生物資源環境科学府	636人	}	うち修士課程	240人	}
	統合新領域学府	116人		博士後期課程	90人	
			}	うち修士課程	280人	}
				博士後期課程	141人	
			}	うち修士課程	328人	}
				博士後期課程	196人	
			}	うち修士課程	405人	}
				博士後期課程	231人	
			}	うち修士課程	102人	}
				博士後期課程	14人	
平成23年度	文学部	640人				
	教育学部	200人				
	法学部	800人				
	経済学部	1,000人				
	理学部	1,118人				
	医学部	1,222人	(うち医師養成に係る分野 626人)			
	歯学部	343人	(うち歯科医師養成に係る分野 343人)			
	薬学部	380人				
	工学部	3,216人				
	芸術工学部	808人				
	農学部	916人				
	人文科学府	196人	}	うち修士課程	112人	}
	比較社会文化学府	220人		博士後期課程	84人	
			}	うち修士課程	100人	}
				博士後期課程	120人	

人間環境学府	370人	うち修士課程	190人
		博士後期課程	120人
		専門職学位課程	60人
法学府	193人	うち修士課程	134人
		博士後期課程	59人
法務学府	260人	うち専門職学位課程	260人
経済学府	256人	うち修士課程	94人
		博士後期課程	72人
		専門職学位課程	90人
理学府	429人	うち修士課程	288人
		博士後期課程	141人
数理学府	168人	うち修士課程	108人
		博士後期課程	60人
システム生命科学府	254人	うち博士課程(5年一貫制)	254人
医学系学府	578人	うち修士課程	80人
		博士後期課程	30人
		博士課程	428人
		専門職学位課程	40人
歯学府	172人	うち博士課程	172人
薬学府	188人	うち修士課程	110人
		博士後期課程	78人
工学府	1,032人	うち修士課程	672人
		博士後期課程	360人
芸術工学府	330人	うち修士課程	240人
		博士後期課程	90人
システム情報科学府	415人	うち修士課程	280人
		博士後期課程	135人
総合理工学府	508人	うち修士課程	328人
		博士後期課程	180人
生物資源環境科学府	719人	うち修士課程	488人
		博士後期課程	231人
統合新領域学府	137人	うち修士課程	112人
		博士後期課程	25人
文学部	640人		

平成24年度	教育学部	200人
	法学部	800人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,233人 (うち医師養成に係る分野 637人)
	歯学部	336人 (うち歯科医師養成に係る分野 336人)
	薬学部	380人
	工学部	3,216人
	芸術工学部	808人
	農学部	916人

人文科学府	196人	}	うち修士課程	112人
			博士後期課程	84人
比較社会文化学府	220人	}	うち修士課程	100人
			博士後期課程	120人
人間環境学府	370人	}	うち修士課程	190人
			博士後期課程	120人
			専門職学位課程	60人
法学府	185人	}	うち修士課程	134人
			博士後期課程	51人
法務学府	240人	}	うち専門職学位課程	240人
経済学府	256人		うち修士課程	94人
		}	博士後期課程	72人
			専門職学位課程	90人
理学府	429人		うち修士課程	288人
		}	博士後期課程	141人
数理学府	168人		うち修士課程	108人
		}	博士後期課程	60人
システム生命科学府	270人		うち博士課程(5年一貫制)	270人
医学系学府	578人	}	うち修士課程	80人
			博士後期課程	30人
			博士課程	428人
			専門職学位課程	40人
歯学府	172人	}	うち博士課程	172人
薬学府	179人		うち修士課程	110人

		工学府	1, 118人	博士後期課程 博士課程 うち修士課程	64人 5人 758人
		芸術工学府	330人	博士後期課程 うち修士課程	360人 240人
		システム情報科学府	415人	博士後期課程 うち修士課程	90人 280人
		総合理工学府	508人	博士後期課程 うち修士課程	135人 328人
		生物資源環境科学府	719人	博士後期課程 うち修士課程	180人 488人
		統合新領域学府	151人	博士後期課程 うち修士課程	231人 122人
				博士後期課程	29人
平成25年度	文学部	640人			
	教育学部	200人			
	法学部	800人			
	経済学部	1,000人			
	理学部	1,118人			
	医学部	1,244人	(うち医師養成に係る分野 648人)		
	歯学部	329人	(うち歯科医師養成に係る分野 329人)		
	薬学部	380人			
	工学部	3,216人			
	芸術工学部	808人			
	農学部	916人			
	人文科学府	196人	うち修士課程 博士後期課程	112人 84人	
	比較社会文化学府	220人	うち修士課程 博士後期課程	100人 120人	
	人間環境学府	370人	うち修士課程 博士後期課程	190人 120人	
	法学府	185人	専攻職学位課程 うち修士課程	60人 134人	

法務学府	240人	}	博士後期課程	51人
経済学府	256人		うち専門職学位課程	240人
		}	うち修士課程	94人
			博士後期課程	72人
理学府	429人	}	専門職学位課程	90人
			うち修士課程	288人
		}	博士後期課程	141人
数理学府	168人		うち修士課程	108人
		}	博士後期課程	60人
システム生命科学府	270人		うち博士課程(5年一貫制)	270人
医学系学府	578人	}	うち修士課程	80人
			博士後期課程	30人
		}	博士課程	428人
			専門職学位課程	40人
歯学府	172人	}	うち博士課程	172人
薬学府	170人		うち修士課程	110人
		}	博士後期課程	50人
			博士課程	10人
工学府	1,118人	}	うち修士課程	758人
			博士後期課程	360人
芸術工学府	330人	}	うち修士課程	240人
			博士後期課程	90人
システム情報科学府	415人	}	うち修士課程	280人
			博士後期課程	135人
総合理工学府	508人	}	うち修士課程	328人
			博士後期課程	180人
生物資源環境科学府	719人	}	うち修士課程	488人
			博士後期課程	231人
統合新領域学府	155人	}	うち修士課程	122人
			博士後期課程	33人

平成	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	800人
	経済学部	1,000人

26 年 度	理学部	1, 118人		
	医学部	1, 255人	(うち医師養成に係る分野	659人)
	歯学部	322人	(うち歯科医師養成に係る分野	322人)
	薬学部	380人		
	工学部	3, 216人		
	芸術工学部	808人		
	農学部	916人		
	人文科学府	196人	うち修士課程	112人
			博士後期課程	84人
	比較社会文化学府	220人	うち修士課程	100人
			博士後期課程	120人
	人間環境学府	370人	うち修士課程	190人
			博士後期課程	120人
			専門職学位課程	60人
	法学府	185人	うち修士課程	134人
			博士後期課程	51人
	法務学府	240人	うち専門職学位課程	240人
	経済学府	256人	うち修士課程	94人
			博士後期課程	72人
			専門職学位課程	90人
	理学府	429人	うち修士課程	288人
			博士後期課程	141人
	数理学府	168人	うち修士課程	108人
			博士後期課程	60人
	システム生命科学府	270人	うち博士課程(5年一貫制)	270人
	医学系学府	578人	うち修士課程	80人
			博士後期課程	30人
			博士課程	428人
			専門職学位課程	40人
	歯学府	172人	うち博士課程	172人
	薬学府	161人	うち修士課程	110人
			博士後期課程	36人
			博士課程	15人
	工学府	1, 118人	うち修士課程	758人

芸術工学府	330人	}	博士後期課程	360人
			うち修士課程	240人
システム情報科学府	415人	}	博士後期課程	90人
			うち修士課程	280人
総合理工学府	508人	}	博士後期課程	135人
			うち修士課程	328人
生物資源環境科学府	719人	}	博士後期課程	180人
			うち修士課程	488人
統合新領域学府	155人	}	博士後期課程	231人
			うち修士課程	122人
			博士後期課程	33人

平成27年度

文学部	640人
教育学部	200人
法学部	800人
経済学部	1,000人
理学部	1,118人
医学部	1,261人 (うち医師養成に係る分野 665人)
歯学部	320人 (うち歯科医師養成に係る分野 320人)
薬学部	380人
工学部	3,216人
芸術工学部	808人
農学部	916人

人文科学府	196人	}	うち修士課程	112人
			博士後期課程	84人
比較社会文化学府	220人	}	うち修士課程	100人
			博士後期課程	120人
人間環境学府	370人	}	うち修士課程	190人
			博士後期課程	120人
法学府	185人	}	うち修士課程	134人
			博士後期課程	51人
法務学府	240人	}	うち専門職学位課程	240人
経済学府	256人		うち修士課程	94人

		博士後期課程	72人
		専門職学位課程	90人
理学府	429人	うち修士課程	288人
		博士後期課程	141人
数理学府	168人	うち修士課程	108人
		博士後期課程	60人
システム生命科学府	270人	うち博士課程(5年一貫制)	270人
医学系学府	578人	うち修士課程	80人
		博士後期課程	30人
		博士課程	428人
		専門職学位課程	40人
歯学府	172人	うち博士課程	172人
薬学府	166人	うち修士課程	110人
		博士後期課程	36人
		博士課程	20人
工学府	1,118人	うち修士課程	758人
		博士後期課程	360人
芸術工学府	330人	うち修士課程	240人
		博士後期課程	90人
システム情報科学府	415人	うち修士課程	280人
		博士後期課程	135人
総合理工学府	508人	うち修士課程	328人
		博士後期課程	180人
生物資源環境科学府	719人	うち修士課程	488人
		博士後期課程	231人
統合新領域学府	155人	うち修士課程	122人
		博士後期課程	33人